

## P3P

## その仕組みと運用

text : 編集部

photo : Nakamura Tohru (mermaid)



個人情報の扱いをはっきりさせる

「やっ」という言い方で差し支えないだろう。P3P( Platform for Privacy Preferences )がこの4月16日に晴れてW3Cの正式な勧告となった。「サイトにおける『個人情報の扱い』を人にもコンピュータにもわかりやすく提供する技術」は、もう何年もの間議論されてきた。昨年にはIE6にも実装されたが、これでやっ」と本当の標準として誰もが利用できる形となった。

個人情報の扱いについては、時間を追うごとに議論の輪が大きくなっている。コンピュータとネットワークの進化によって、個人情報を簡単に集積できて、プロファイリングが容易になったのが背景にある。

ただP3Pが「勧告」となったからといって、突然、個人情報の保護が劇的に変わるわけではない。P3Pは個人情報を守るための技術ではなく、個人情報の扱いを透明にしてくれるものだからである。

ウェブサイトを訪れると、トップページの下のほうに「個人情報の取り扱いについて」や「プライバシーの考え方」というページへのリンクがよくある。クリックしてみると、そのウェブサイトでどんな個人情報を集めているかやそれをどう扱うか( 第三者に提供するのかしないのかなど )が書かれている。P3Pはこのページに記述されていることを、「ユーザーがいつでも参照できて」かつ「ブラウザなどのコンピュータにも理解できる」ようにするための規約なのである。

具体的な動きはP.191の図を見てほしい。実際には「ポリシーファイル」というプライバシーポリシーを記述したXMLファイルと、「ポリシーリファレンスファイル」というサイトとポリシーファイルとの対応を記述したXMLファイルの2種類が用意される。

概念はさほど難しくなく、ユーザーの考えるプライバシーポリシーが、サーバー側のプライバシーポリシーを許容できるかどうかを、XMLで記述されたポリシーファイルを通して判断するだけのことである。

IE6の実例( P.192画面参照 )で見ると、「プライバシーレポート」でサイトの個人情報の扱いを確認できる。ただIE6では、プライバシーポリシーに表記されている日本語が英語の直訳口調でこなれていないため、意味がわかりづらい。まだまだ改善の余地ありといった感じである。

また、IE6はアクセスしたサイト以外から送られてくるクッキー( サードパーティークッキー )をブロックする機能も持っている。これは、サードパーティークッキーがコンパクトポリシーというP3Pのオプション規格に対応しているかをチェックする機能である。対応していないと、IEのプライバシー設定が「中」以上ならば、P.192の中段画面のように警告マークが出る。

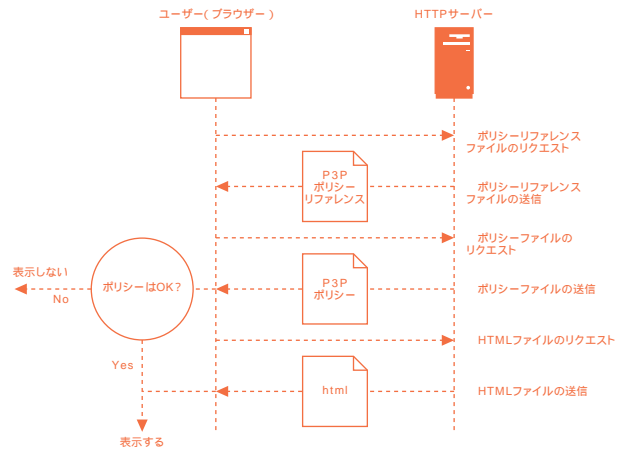
### 導入にはそれなりのコストも

P3Pが「勧告」となったことで、導入を考える企業も出てくるのではないかと推測される。すでに米国ではトップ100サイトのうち30～40サイトは導入しているにもかかわらず、日本ではトップ100サイト中ほんの数サイトしか導入していないからである。

いち早くP3Pを導入したBIGLOBEの高野元氏( NECソリューションズBIGLOBE サービス事業部ポータルサービス部 )は「IE6が対応したことが大きい」という。

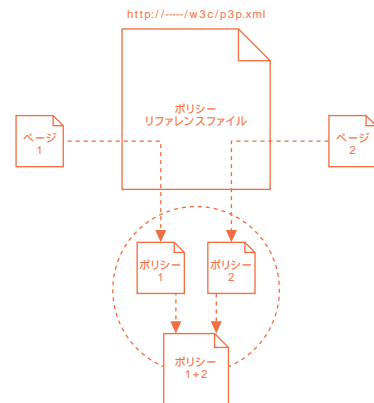
当初は、バナー広告が送り込むクッキーファイルによってIE6が警告を発するのを食い止めなければならないという意識があった。そこで、BIGLOBEに広告を配信しているグループ会社のサイバーウィング

### P3P プロトコルの流れ



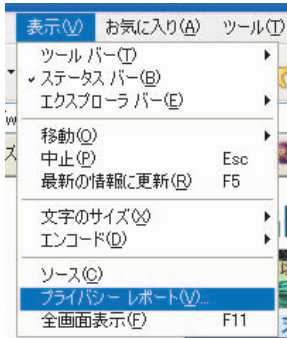
ブラウザがウェブサイトアクセスするとHTTPサーバーから「ポリシーリファレンスファイル」が送られる。このXMLファイルには、プライバシーポリシーが記述された「ポリシーファイル」の置き場所が記述されている。ブラウザは、最終的に受け取ったポリシーファイルに記述されたプライバシーポリシーがユーザーの意図していないものであったら、ウェブページを表示しなかったり、警告をユーザーに与えたりする(この部分についてはブラウザの実装に依存)。このほかユーザーが名前やメールアドレスや住所といった情報をブラウザを通じてサーバーに送る際に、ユーザーの意にそぐわないプライバシーポリシーであったら警告を発するといった実装も可能。

### ポリシーリファレンスファイルはポリシーをマッピング

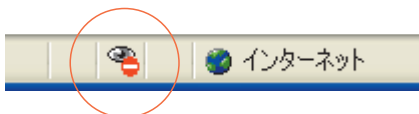


ポリシーリファレンスファイルには、サイト内のページやディレクトリとそのページに対応するポリシーファイルの関係が記述されている。ポリシーファイルはサイト内に複数持てるが、ポリシーファイルを1つにまとめたほうが管理しやすい。

IE6のP3Pの実装とBIGLOBEの例



IE6の「表示」メニューから「プライバシーレポート」を選択し、ダイアログからURLを選んで「概要」を押すと、URLに対応したプライバシーポリシーの情報が表示される。表示された内容がポリシーファイルの記述内容だと思えばいいだろう。



クッキーがブロックされると警告が発せられる。

個人情報の保護はP3Pで変わるか？

現在の個人情報データベース

名前	住所	生年月日	.....

--- コピー

未来の個人情報データベース

名前	住所	生年月日	保存期間	外部に出す
			yy.mm.dd	

--- 外部へ  
--- 自動消去

に、P3Pへの対応をお願いしたのだという。IE6の影響は大きかったようで、サイバーウイング以外にもパナー広告配信会社のほとんどがすぐにP3Pに対応する。これによってどのサイトも警告マークが付くことはなくなったが、本質的な改善にはつながっていない。高野氏はその点を指摘しつつ次のように語ってくれた。

「名前や電話番号といった個人情報は非常に簡単なデータの集まりで、守りにくいもの。だからこそお客様の信頼をどう確立するかが重要になってくる。P3Pはそれを実現する1つだが、それだけで十分ではなく事業者はプライバシーポリシーをワークフローの中に組み込まなくてはならない」  
導入に対する費用も馬鹿にはできない。

「特に大規模なシステムの場合はサーバーの設定を変えるだけでも大変な作業。ただ、ApacheやIISのようにサーバーによっては、ほんの少し設定を変えるだけでP3P対応にできるものもある」(高野氏)

それよりも高野氏は「ポリシーファイルの記述そのものが難しい」と指摘する。

「自社のプライバシーポリシーに沿ってP3Pの記述に落とし込むのに、P3Pと日本情報処理開発協会(プライバシーマークの管理団体)が定義する用語とが違うといったことで戸惑う場面もあった。社内の法務担当者が、自社のプライバシーポリシーと適合しているか気にもしていた」(高野氏)

ユーザーと企業の間で提示したプライバシーポリシーの違いがあると、訴訟問題にまで発展しかねない。技術よりも根源的な部分での議論が必要なようである。また、BIGLOBEの場合は数多くのパートナー企業の啓蒙活動も大変だったと言う。

XMLの特性をいかせばもっと効果的

P3Pの導入に際しては非常に苦労が伴

う。それでも導入しなければならないのは、「プライバシーの扱いを提示するのは企業のサービスだから」とW3Cポリシーアナリストのリゴ・ウエニング氏は言う。

「なぜP3Pかという、P3Pは透明性を提供するものだから。ユーザーにプライバシー情報の扱い方を見せることで、信用や信頼を得られるようになる。インターネットにとって『透明性は鍵』である」

P3PはXMLで記述されているため、集めているデータの種類をユーザーに提示するだけでなく、ビジネスフローの中で個人情報の扱いを盛り込めるとも言う。

たとえば、会社で個人情報を集めたとする。普通のデータベースに入力すると3週間も経てば、その個人情報がどの目的で集められたかは忘れ去られてしまう。しかし、P3Pに対応したデータベースならば、メタデータとして個人情報をどうやって扱うかが保存されている。P3P対応同士であれば、扱い方の情報も含めて個人情報は外部へコピーされる。あるいは保存期間が規定されていれば、データベース内で自動的に個人情報が消去されることも可能となる(P.192下図)。

次期バージョンであるP3P 2.0では、アイデンティティマネージメントという技術を実装するという。これは銀行のサイトに行くときは銀行用のアイデンティティを使い、遊びに行くときは遊び用のアイデンティティを使い分けるといったものである。ここでのアイデンティティとは、名前やメールアドレスなどといった個人情報そのものである。異なるアイデンティティでオンライン上を行動しても、それぞれのアイデンティティが関係しているのは、他人からはわからない。

このようにP3Pの可能性は広い。後は個人情報の扱いに敏感ではない日本での普及を待つばかりである。



## P3P

## その仕組みと運用



「企業は顧客をより得るためにプライバシーの厳密な扱いが必要になる。オンライン上での活動で人々を納得させるには、プライバシー情報の提供はいいもので、それを厳密に扱っていることを告げることで、もっと顧客を得られるようになる。」とリゴ・ウエニング氏は語る。



## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)